

あいち県民の日ロゴマークの利用に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、愛知県（以下、「県」という。）が著作権等の権利を有し、活用するあいち県民の日ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 ロゴマークは、あいち県民の日を啓発推進することを目的として利用するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱においてロゴマークとは、別に定める「あいち県民の日ロゴマーク利用マニュアル（以下、マニュアルと呼ぶ。）」に示す図柄（モノクロを含む）をいう。

(申請)

- 第3条 ロゴマークを利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ利用承認申請書（別紙様式第1号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 県、県内各市町村、県が出資している県関係団体が利用するとき
 - (2) 『愛知県「休み方改革」イニシアチブのシンボルである「あいちウィーク」の協賛事業の実施』の取組を実施する企業・団体（以下、「関係者」という。）が利用するとき
 - (3) 報道機関が報道の目的で利用するとき
 - (4) その他県が適当と認めたとき

(承認)

- 第4条 県は、営利・非営利を問わず、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認することができる。
- (1) ロゴマークの目的達成に資するものと認められない場合
 - (2) ロゴマークのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - (3) ロゴマークの変形等、マニュアルに沿って利用されない恐れがある場合
 - (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用される場合
 - (5) 関係者の権利、信用又は品位を害する恐れがある場合
 - (6) 第三者の利益を害する恐れがある場合
 - (7) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
 - (8) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
 - (9) その他、ロゴマークの利用が適当でないと認められる場合

2 県は、審査の結果について申請者に通知するものとする。なお承認する場合には、条件を付すことができる。

(利用期間)

第5条 ロゴマークの利用期間は、利用承認の日から利用承認の日の属する年度の末日までの間であつて、県が必要と認める日までとする。ただし、第3条第1項に該当する者は、利用期間の定めはないものとする。

2 前項の利用期間の満了後において、引き続きロゴマークを利用しようとするときは、改めて承認を受けなければならない。

(利用料)

第6条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークの利用承認を受けた者（以下、「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容のみに利用すること
- (2) マニュアルに従い、正しく利用すること
- (3) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと
- (4) その他、県が指示したこと

(承認内容の変更)

第8条 利用者は、承認された内容を変更しようとするときは、変更利用承認申請書（別紙様式第2号）を県に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認又は不承認については、第3条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、利用者に対し物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者が第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 利用者が第7条に定める事項を遵守しなかったとき
- (3) 第3条及び第8条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) その他利用を継続することが不相当と認められたとき

2 県は前項の規定により承認を取り消すときは、その旨を利用者に通知することとし、利用者は、承認を取り消された日からロゴマークを利用することができないものとする。

3 県は、承認の取り消しにより生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(写真の二次利用)

第10条 県は、ロゴマークを利用した物品等を撮影した写真を、利用者から提出を求めることができ、提出された写真を県の目的達成に資する用途において利用することができる。

(利用の非独占)

第11条 この要綱による承認は、利用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。

(県の非推奨)

第12条 この要綱による承認は、ロゴマークの利用を承認するものであり、物品等又は利用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用および利用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 県は、ロゴマークに関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 利用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わないものとする。
 - 3 利用者がロゴマークの利用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。